

人身売買禁止のための法制化を求める意見書

近年、国際的な組織犯罪の複雑化・深刻化を背景に人身売買（取引）の被害者が増加している。人身売買は犯罪であり、被害者にとって重大な基本的人権の侵害行為である。こうした犯罪に対し、国際社会全体が協力して取り組むことが不可欠である。しかし、日本の対策のおくれに国際的な批判が高まっている。

米務省が今年6月に発表した「人身売買に関する年次報告書」では、日本を今後1年間に必要な措置を取るかどうか見きわめる必要がある「第2分類監視対象国」に指定した。主要8カ国の中で監視対象国とされたのは日本とロシアだけで、少なからず国内に波紋を広げたが、昨年7月には国連女性差別撤廃委員会から「人身売買に対する包括的戦略の必要性・加害者の処罰強化」が勧告されるなど、日本は人身売買の主要受入国として国際社会から見られている。

政府は2000年に採択された国連の「人身売買禁止議定書」の批准に向けて国内法の整備に取り組んでいるが、日本には人身売買という行為を規定し、禁止する法律がない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、アジア、東欧、中南米から来日した女性たちが莫大な借金を負わされて風俗産業で働かされ、人身売買ブローカーや暴力団の暴利の犠牲になっている現状を打破するため、加害者に対する罰則強化を明記し、人身売買の禁止・被害者の人権救済・保護・支援を実施するための下記のことを早急に求める。

記

- 1 人身売買は被害者の尊厳と価値を著しく侵害する行為であり、人身売買が犯罪であることを法に明記すること。
- 2 被害者の人権救済・保護・援助について、国は必要な法律整備をすること。
- 3 国は人身売買の実態についての調査研究、学校教育、社会教育、メディア等を通じての人権教育・啓発・情報提供等を積極的に行い、被害の予防を図ること。
- 4 政府は諸外国と連携を強化し、人身売買防止を推進すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年9月28日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男